

内閣参質一八九第一四一号

平成二十七年六月二日

内閣総理大臣 安倍 晋三

参議院議長 山崎 正昭 殿

参議院議員小西洋之君提出七・一閣議決定以前における政府の専守防衛の定義における「憲法の本質」と
いう文言の理解に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員小西洋之君提出七。一閣議決定以前における政府の専守防衛の定義における「憲法精神」

という文言の理解に関する質問に対する答弁書

「専守防衛」とは、相手から武力攻撃を受けたとき初めて防衛力を行使し、その態様も自衛のための必要最小限にとどめ、また保持する防衛力も自衛のための必要最小限のものに限るなど、憲法の精神にのっとりた受動的な防衛戦略の姿勢をいうものであり、我が国の防衛の基本的な方針である。ここにいう「憲法精神」とは、憲法第九条の下、我が国が自衛のために行う實力の行使及び保持は、急迫不正の事態を排除するため必要最小限度でなければならないことをいうものである。

憲法第九条は憲法の基本原則の一つである平和主義の理念を具体化した規定であると解しており、この平和主義については、憲法前文第一段における「日本国民は、・・・政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し」の部分並びに憲法前文第二段における「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。」及び「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。」の部分とその立場に立つ

ことを宣明したものであると解している。